

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
 ●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
 ●改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
 ●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

第4章 婚姻費用分担

給付事例 前年分の年収に基づいて婚姻費用分担額が算定された事例

婚姻費用分担の義務者に当たる給与所得者の抗告人について、管理職への昇格により超過勤務手当が支給対象外となり賞与も減少したが、ベース給月額が増加していること等の事情から、年収が減少するの、減少するとしていく減少するの予測が困難で、本年分の年収を推計することができないとして、抗告人の前年分の年収に基づいて婚姻費用分担額が算定された。
 (東京高決平21・9・28年月62・11・88)

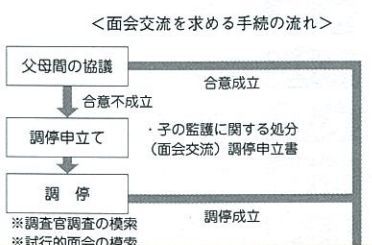
当事者等	原告人 (原審相手方)	夫、前年の年収1,079万6,583円
	相手方 (原審申立人)	妻、平成20年の年収60万1,645円、平成21年の月収12万円程度
	その他	子1人(4歳ぐらい)
請求額等	婚姻費用月額20万円	
認定額等	婚姻費用(過去分)50万円、(将来分)月額17万円	
	① 原告人と相手方は、平成16年に婚姻し、平成17年に長男をもうけた。	

第10章 面会交流

◆面会交流を求める手続は

Q 以前妻と離婚する際に、子どもの監護は妻がするというものにして、そのほか面会交流のことなどは特に決めませんでした。最近になって子どものことが気がかりで、何とかして面会できないものかと思っています。元妻に子どもの面会交流を求めたいのですが、どうしたらよいのでしょうか。

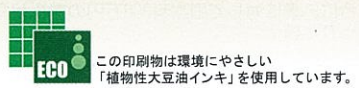
A 離婚の際、子の監護をすべき者、子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、父母がその協議で定めることになっていますが、協議が調わない場合又は協議をすることができない場合には、家庭裁判所に、子の監護に関する処分(面会交流)を求めると同時に調停の申立てをすることになります。特段の事情がなければ、調停の申立てをすることが一般的です。



新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 総務本部 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2021.6) 619-1(会)



組見本 (B5判縮小)

第5章 親権・監護権

◆親権者・監護権者の指定の判断基準は

Q 離婚に当たり両者とも子の親権者になることを譲らないので、離婚訴訟で決着をつけることになりそうですが、その場合、父と母のどちらが親権者として指定されるのでしょうか。

A 親権者・監護権者の指定に当たっては、「子の利益」に合致するかどうかを基準にします。その際には、父母側の事情と子の側の事情を比較考量して、現状の尊重(継続性)、母親の優先、子の意思の尊重、兄弟姉妹の不分離などの考え方に沿って判断されることが一般的です。

解説

1 裁判所による親権者・監護権者の指定
 親権者の指定は離婚に際して必ず行わなければならないませんが、その指定は、まずは父母の協議でなされます(民819①)。協議ができないか、又は協議が調わないときは、家庭裁判所における調停又は審判によることとなります(家事手続39・244・別表第2②、民819③)。裁判離婚の場合は、裁判所が父母の一方を親権者と定めます(民819③)。

第10章 面会交流

○子の監護に関する処分(面会交流)調停申立書

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

家事	<input checked="" type="checkbox"/> 調停	申立書	子の監護に関する処分(面会交流)
	<input type="checkbox"/> 審判		

(この欄に未成年者1人につき収入印紙1,200円分を貼ってください)

収入印紙 円
 子納郵便切手 円 (貼った印紙に押印しないでください)

〇〇家庭裁判所 申立人 (又は法定代理人などの記名押印) 甲野太郎 印
 平成〇年〇月〇日

送付書類 (審判のために必要な場合は、通知書類の提出をお願いします) 単口調
 未成年者の同意書(全部事項証明書)

申立人 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2番3号 (方)
 フリガナ 氏名 甲野太郎 (印) 平成〇年〇月〇日生 (〇〇歳)

相手 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町4丁目5番6号 (方)

第15章 国際離婚

給付事例 離婚慰謝料を認めない韓国民法の適用を排除し、日本民法により慰謝料600万円を認めた事例

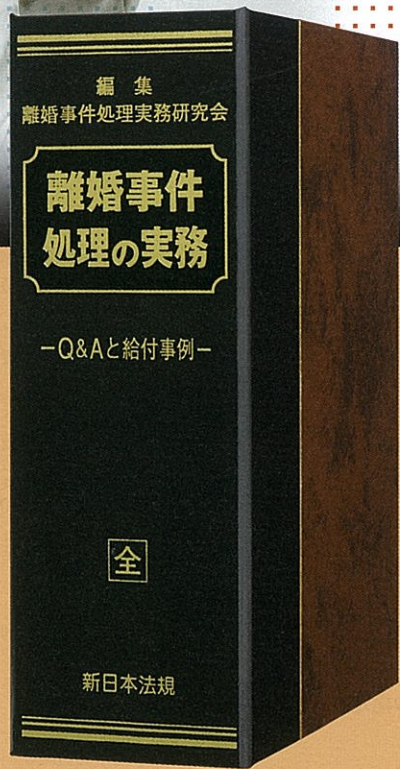
本件の婚姻が破綻した原因は夫の不貞であるところ、準拠法である韓国民法では協議上の離婚の場合には慰謝料支払義務が生じないが、日本に永住権を持ち、結婚生活も全て日本国内で行われてきた在日韓国人の本件夫婦が協議離婚をする場合にも、韓国民法を適用して慰謝料を認めないことは我が国の公序良俗に反す

離婚事件 処理の実務

— Q&Aと給付事例 —

編集 離婚事件処理実務研究会
 【代表】 富永 忠祐 (弁護士)

離婚事件の問題点を網羅した実務解説書!



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,462頁
 定価12,100円(本体11,000円)送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

- ◆【Q&A】では、離婚時や離婚前後におけるさまざまな法律問題を取り上げ、適宜フローチャートや書式も掲載しながら、実務家の視点でわかりやすく解説しています。
- ◆【給付事例】では、財産分与や慰謝料等の離婚給付が問題となった判例を取り上げ、事案の概要と裁判所の判断を掲げた上で、実務に関するコメントなどを表形式で簡潔にまとめています。
- ◆家事事件手続法の施行やハーグ条約への加盟に伴う実務の動向を踏まえた、最新の内容となっています。

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
 WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
 E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
 法律出版社ならではの情報を発信



